

目次

- 第1章 総則（第1条～第9条）
- 第2章 本給（第10条～第18条）
- 第3章 給与の特例等（第19条～第22条）
- 第4章 諸手当（第23条～第38条の2）
- 第5章 雑則（第39条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人愛知教育大学就業規則（2004年規程第2号。以下「就業規則」という。）第39条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類、支給日及び計算期間）

第2条 職員の給与の種類、支給日及び計算期間は、次表に掲げるとおりとする。

給 与 の 種 類	給与の支給日	給与の計算期間
(1) 本給 (2) 本給の調整額、管理職手当 初任給調整手当、扶養手当 地域手当、住居手当 通勤手当、単身赴任手当 義務教育等教員特別手当 給与調整額、職務付加手当 長期在宅手当	その月の17日	一の月の初日から末日まで
特殊勤務手当（公開講座開講 手当を除く。） 超過勤務手当 休日給	翌月の17日	一の月の初日から末日まで
特殊勤務手当（公開講座開講 手当）	一の公開講座の末日が属する月 の翌月の17日	一の公開講座の初日から末日まで
期末手当 勤勉手当	6月30日 及び 12月10日	12月2日から6月1日まで 6月2日から12月1日まで

備考 給与の支給については、支給日が日曜日に当たるときは、その前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、その前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、その翌日に支給する。

（給与の支払）

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、原則として、職員が希望した場合は、その指定する預貯金口座に所要金額を振り込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（給与の計算）

第4条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 職員が退職した場合には、その日までの本給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

5 本給以外の諸手当の本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、義務教育等教員特別手当、給与調整額（第38条第5項の給与調整額の本項の適用については学長が必要であると認めたものに限る）及び職務付加手当の支給については前各項の例により支給する。

（給与の即時払）

第5条 職員が各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。

一 退職（死亡を含む。）したとき

二 解雇されたとき

（非常時払）

第6条 本人又はその収入によって生計を維持する者が、次の各号のいずれかに該当し、かつ本人から請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず、当該請求があつた日までの給与をすみやかに支払う。

一 結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき

二 病気又は災害の費用にあてるとき

三 帰郷費用にあてるとき

四 その他特に必要と認めたとき

（1時間当たりの給与額）

第7条 勤務1時間当たりの給与額は、本給、本給の調整額、地域手当、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、給与調整額（第38条第5項の給与調整額の本項の適用については学長が必要であると認めたものに限る）及び職務付加手当の月額の合計額を155で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第32条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が特殊勤務手当の支給される作業又は業務に該当する場合（教員特殊業務手当については、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に限る。）は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（その額を8で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

（端数計算）

第8条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

（端数の処理）

第9条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 本給

（本給）

第10条 本給は、本給表に定める級号俸の本給月額とする。

2 本給表に定める最高の号俸を超えて決定する場合の号俸及び本給月額については、学長が定める。

（本給表の種類及び適用範囲）

第11条 本給表の種類及び各本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。

一 一般職本給表

イ 一般職本給表（一） 別表第1

□ 一般職本給表（二） 別表第2

二 教育職本給表

イ 教育職本給表（一） 別表第3

□ 教育職本給表（二） 別表第4

ハ 教育職本給表（三） 別表第5

三 医療職本給表

イ 医療職本給表（二） 別表第6

□ 医療職本給表（三） 別表第7

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを本給表に定める職務の級に分類し、標準的な職務の内容は学長が定める。

3 就業規則第56条の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の本給月額は、その者に適用される本給表の再雇用職員の欄に掲げる職務の級に応じた本給月額とする。

（初任給）

第12条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮する。

2 初任給の決定方法については、学長が定める。

（昇進）

第13条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇進させることができる。

（降格）

第14条 就業規則第10条第1項に該当した場合は、下位の級に降格させることができる。

2 就業規則第10条の2又は第10条の3第2項による降任の場合は、降任後の職務に応じ、下位の級に降格させる。

（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

第15条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、決定する。

（本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第16条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

（昇給）

第17条 職員の昇給は、毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして学長が別に定める職員にあつては、3号俸）とすることを標準とする。

3 55歳（一般職本給表（二）の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員の第1項の規定による昇給については、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級の最高の号俸を超えて行うことができない。

第18条 （削除）

第3章 給与の特例等

（退職者の給与）

第19条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、

その休職の期間中、給与の全額《労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額》を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、本給、本給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（以下「本給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、本給等の100分の80を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、本給等（期末手当を除く。）の100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第14条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第14条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の70以内を支給することができる。
- 7 職員が就業規則第14条第1項第5号の規定に基づき休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の100以内を支給することができる。
- 8 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

（サバティカル制度の給与）

第19条の2 職員が就業規則第23条第1項の規定によるサバティカル制度により職務を免除されているときは、その期間中、本給等及び勤勉手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。

（長期研究・長期研修制度の給与）

第19条の3 職員が就業規則第22条の2の規定による長期研究・長期研修制度により職務を免除されているときは、その期間中、本給等及び勤勉手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。

（育児休業等の給与）

第20条 育児休業等をしている職員の給与は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業をしている職員のうち、第34条及び第35条に規定する基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員については、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
- 三 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間に応じ、学長が定めるところにより、その者の号俸を調整することができる。
- 四 育児短時間勤務職員の本給月額、その者に適用される本給表に定める本給月額のうち、その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に応じた額に、国立大学法人愛知教育大学職員の育児・介護休業等に関する規程第11条の2により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 五 職員が育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（介護休業等の給与）

第21条 介護休業等をしている職員の給与は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

二 介護休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間に応じ、学長が別に定めるところにより、その者の号俸を調整することができる。

三 介護短時間勤務職員の本給月額、その者に適用される本給表に定める本給月額のうち、その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に応じた額に、国立大学法人愛知教育大学職員の育児・介護休業等に関する規程第11条の3により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

四 職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（配偶者同行休業者の給与）

第21条の2 国立大学法人愛知教育大学職員配偶者同行休業規程（2022年規程第49号）により、配偶者同行休業をしている職員（以下、「配偶者同行休業職員」という。）の給与については、次の各号に定めるところとする。

一 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

二 配偶者同行休業職員のうち、第34条及び第35条に規定する基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員については、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

三 配偶者同行休業職員が職務に復帰した場合には、当該配偶者同行休業をした期間に応じ、学長が別に定めるところにより、その者の号俸を調整することができる。

（給与の減額）

第22条 職員が勤務しないときは、特に承認があった場合を除き、その勤務しないことにつき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給及び本給の調整額の半額を減ずる。

3 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、育児時間の時間数及び介護時間の時間数の合計とし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上1時間未満の端数は30分に切り下げ、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

第4章 諸手当

（本給の調整額）

第23条 本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

（管理職手当）

第24条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する。

（初任給調整手当）

第25条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された職員（教育職本給表（一）の適用を受ける職員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）に対して支給する。

（扶養手当）

第26条 扶養手当は、扶養親族のある職員（再雇用職員は除く。）に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員に対しては、支給しない。

2 前項に定める扶養親族は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

（地域手当）

第27条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、国立大学法人愛知教育大学職員給与細則（2004年細則第3号。以下「給与細則」という。）に定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、本給月額に、給与細則に定める支給割合を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第28条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員（再雇用職員は除く。）に支給する。

一 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国又は国立大学法人から宿舍を貸与されている職員を除く。）

二 第30条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国又は国立大学法人から貸与されている宿舍を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めたもの

2 住居手当の月額、前項の区分に応じて給与細則に定める額とする。

（通勤手当）

第29条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当は、給与細則に定める前項の区分に応じた額とし、月あたり55,000円を超えない範囲内とする。

（単身赴任手当）

第30条 勤務箇所を異にする異動（国立大学法人愛知教育大学職員退職手当規程（2004年規程第17号）により在職期間が通算される異動に限る。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認められた職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて給与細則に定める額を加算した額）とする。

（特殊勤務手当）

第31条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 高所作業手当
- 二 入試業務手当
- 三 公開講座開講手当
- 四 幼稚園教員資格認定試験業務手当
- 五 日本留学試験業務手当
- 六 極地観測手当
- 七 削除
- 八 大学・附属学校間授業担当手当
- 九 安全衛生業務手当
- 十 教員特殊業務手当
- 十一 教育実習等指導手当
- 十二 教育業務連絡指導手当
- 十三 クロスアポイントメント手当

3 前項に規定している業務のほか、学長が認める特別な業務に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給することができる。

（超過勤務手当）

第32条 所定の勤務日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）に業務上の必要により所定の労働時間以外の時間に勤務することを命じられた職員には、所定の労働時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、本給、本給の調整額、これらに対する地域手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、給与調整額及び職務付加手当の月額合計額を155で除して得た額の100分の125（その勤務が、深夜において行われた場合及び1ヶ月について60時間を超える部分は100分の150（ただし、1ヶ月について60時間を超える部分で深夜に行われた場合は100分の175））を超過勤務手当として支給する。ただし、管理職手当の支給を受けている職員には支給しない。

2 前項に定める勤務した全時間は、その給与期間における勤務した時間数の合計とし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

（休日給）

第33条 休日給は、休日に業務上の必要により勤務することを命じられた場合で、休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えていない時に、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、管理職手当の支給を受けている職員には支給しない。

一 代休を取得した時は、所定の労働時間の時間に勤務した時間に対して、勤務1時間につき本給、本給の調整額、これらに対する地域手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、給与調整額及び職務付加手当の月額合計額を155で除して得た額の100分の35を支給し、所定の労働時間以外の時間に勤務した時間に対して、勤務1時間につき同条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が、深夜において行われた場合は100分の160、前条の規定に該当する勤務と合わせて、1ヶ月について60時間を超える部分は100分の150（ただし、1ヶ月について60時間を超える部分で深夜に行われた場合は100分の175））を休日給として支給する。

二 代休を取得しない時は、勤務を命ぜられた全時間に対して、勤務1時間につき、本給、本給の調整額、これらに対する地域手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、給与調整額及び職務付加手当の月額合計額を155で除して得た額の100分の135（その勤務が、深夜において行われた場合は100分の160、前条の規定に該当する勤務と合わせて、1ヶ月について60時間を超える部分は100分の150（ただし、1ヶ月について60時間を超える部分で深夜に行われた場合は100分の175））を休日給として支給する。

2 前項に定める休日に勤務した全時間は、その給与期間における勤務した時間数の合計とし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

（期末手当）

第34条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び第35条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職（死亡を含む。）した職員についても同様とする。

（勤勉手当）

第35条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1ヶ月以内に退職（死亡を含む。）した職員についても同様とする。

（義務教育等教員特別手当）

第36条 義務教育等教員特別手当は、附属学校に勤務する教育職員に8,000円を超えない範囲内で支給する。

（教職調整額）

第37条 （削除）

（給与調整額）

第38条 給与調整額は、次の各項に従い給与の支給額を調整する。

2 国立大学法人愛知教育大学職員採用等に関する規程第3条により、公立学校の教員から人事交流により採用となった附属学校に勤務する教育職員に対し、人事交流元の給与に関する条例及び規則等による管理職手当及び地域手当の支給額との差額を補填する。

3 前項に該当する職員のうち、人事交流元の給与に関する条例及び規則等による本給月額が、本学で決定された級の最高号俸の本給月額を超える職員については、その差額を前項の給与調整額に加算する。

4 附属幼稚園に勤務する教育職員に対しては、前二項による給与調整額他に、月額11,000円の給与調整額を支給する。

5 学長は、職員に対し、特別の事情によりこの規程によることができないとき、又は著しくこの規程が不適當であると認めるときは、経営協議会及び役員会の承認のうえ、給与調整額として支給できる。

（職務付加手当）

第38条の2 職務付加手当は、職員のうち、著しく負担のかかる職務を付加された者に、その付加された職務に応じて支給する。

(長期在宅手当)

第39条 3ヶ月以上継続して1ヶ月当たり平均10日を超えて正規の勤務時間全部を在宅勤務することを命ぜられた職員に対し月額3,000円を支給する。なお、当該職員の通勤手当について、本規程に基づき通勤状況に応じ調整する。

第5章 雑則

(実施に関し必要な事項)

第40条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、2004年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定により職員となった者に係る給与等については、別に発令がなされない限り、2004年3月31日前の給与等に係る従前の取り扱いを引き継ぎ、この規程における当該各条項の適用があったものとみなす。
- 3 職員が国立大学法人愛知教育大学職員出向規程(2004年規程第5号)により、第27条に規定する地域の機関等に出向する場合には、第27条の規定にかかわらず、調整手当相当額を支給する。
- 4 就業規則第13条に規定する異動のうち、人事交流による復帰を前提とした期限付きの転籍出向(第27条に規定する地域の機関からの異動に限る。)については、第27条第3項の規定にかかわらず、調整手当相当額を支給する。
- 5 職員が文部科学省の研修生に従事する場合は、第27条の規定にかかわらず、調整手当相当額を支給する。

附 則(2004年規程第63号)

この規程は、2004年4月26日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則(2004年規程第70号)

この規程は、2004年6月15日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則(2004年規程第121号)

この規程は、2004年12月1日から施行し、2004年10月1日から適用する。

附 則(2005年規程第10号)

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則(2005年規程第33号)

この規程は、2005年6月1日から施行する。

附 則(2005年規程第36号)

この規程は、2005年7月4日から施行する。

附 則(2005年規程第46号)

この規程は、2005年10月24日から施行する。

附 則(2005年規程第51号)

この規程は、2005年12月12日から施行し、2005年12月1日から適用する。

附 則(2006年規程第7号)

- 1 この規程は、2006年4月1日から施行する。
- 2 2015年3月31日までの間、施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が、同日において受けていた本給月額(2010年1月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額(附則(2010年規程第96号)第2項の適用を受ける職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

一 2010年1月1日において適用される本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの以外の職員（以下次号において「平成21年度減額改定対象職員」という。）100分の99.1

二 平成21年度減額改定対象職員以外の職員100分の99.34

本給表	職務の級	号俸
一般職本給表（一）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
一般職本給表（二）	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職本給表（一）	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
教育職本給表（二）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職本給表（三）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
医療職本給表（二）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
医療職本給表（三）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

3 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には前項の規定に準じて本給を支給する。

4 2010年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第17条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

5 前項の規定にかかわらず、2007年1月1日における昇給の号俸数は第17条に規定する号俸数に相当する数から1を減じて得た数に、2006年4月1日（2006年4月2日以降に新たに職員となった場合はその日）から2006年12月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。なお、勤務成績が良好であると認められない職員にあっては昇給させないことができる。

- 6 職員が国立大学法人愛知教育大学職員出向規程（2004年規程第5号）により、第27条に規定する地域の機関等に出向する場合には、第27条の規定にかかわらず、地域手当相当額を支給する。
- 7 就業規則第13条に規定する異動のうち、人事交流による復帰を前提とした期限付きの転籍出向（第27条に規定する地域の機関からの異動に限る。）については、第27条第3項の規定にかかわらず、地域手当相当額を支給する。
- 8 職員が文部科学省の研修生に従事する場合は、第27条の規定にかかわらず、地域手当相当額を支給する。
- 9 第27条に規定する地域手当の月額、支給の準備が整うまでの間、本給、本給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に給与細則に定める支給割合を乗じて得た額とする。

附 則（2007年規程第14号）

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 第7条に規定する1時間当たりの給与額は、支給の準備が整うまでの間、本給、本給の調整額、教職調整額、これらに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額を160で除して得た額とする。

附 則（2007年規程第69号）

この規程は、2007年12月25日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則（2008年規程第40号）

この規程は、2008年4月1日から施行し、第20条第1項第3号については、2007年8月1日から適用する。

附 則（2008年規程第103号）

この規程は、2008年12月24日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2009年規程第35号）

この規程は、2009年6月23日から施行し、2009年6月1日から適用する。

附 則（2009年規程第95号）

この規程は、2009年12月1日から施行する。ただし、別表第1（第11条関係）から別表第7（第11条関係）及び附則（2006年規程第7号）第2項の規定は2010年1月1日から施行する。

附 則（2010年規程第66号）

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2010年規程第96号）

- 1 この規程は、2011年1月1日から施行する。ただし、第33条の規定は2010年4月1日から適用する。
- 2 2018年3月31日までの間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減じる。
 - 一 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第22条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規程により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び附則第4項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から

当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額を減じた額（以下この項及び附則第4項において「本給月額減額基礎額」という。））

二 地域手当 当該特定職員の地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

三 期末手当 第34条に規定するそれぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及び地域手当の月額の合計額（給与細則第14条第1項の表（1）に定める職員（再雇用職員は除く。以下この項及び次項において「表1の職員」という。）にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する表（1）に定める加算割合を乗じて得た額（同項に規定する表（2）に定める職員（以下この項において「表2の職員」という。）にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する表（2）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表（3）に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（表1の職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する表（1）に定める加算割合を乗じて得た額（表2の職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する表（2）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表（3）に定める割合を乗じて得た額）

四 勤勉手当 第35条に規定するそれぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及び地域手当の月額の合計額（表1の職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給与細則第14条第1項に規定する表（1）に定める加算割合を乗じて得た額（表2の職員にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する表（2）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。この項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る給与細則第15条第1項に規定する学長が別に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（表1の職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給与細則第14条第1項に規定する表（1）に定める加算割合を乗じて得た額（表2の職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する表（2）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。この項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る給与細則第15条第1項に規定する学長が別に定める割合を乗じて得た額）

五 第19条第1項から第7項まで又は第19条の2の規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第19条第1項 前各号に定める額

ロ 第19条第2項又は第3項第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第19条第4項第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第19条第5項、第6項又は第7項第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第19条の2第1号から第4号までに定める額に100分の60を乗じて得た額

本給表	職務の級
一般職本給表（一）	6級
教育職本給表（一）	5級
教育職本給表（二）	4級
教育職本給表（三）	4級

医療職本給表（二）	6級
医療職本給表（三）	6級

3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第20条から第22条、第32条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及び地域手当の月額の合計額を155で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を155で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

5 2010年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「2011年1月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附則（2011年規程第32号）

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附則（2012年規程第15号）

この規程は、2012年2月21日から施行し、2012年1月1日から適用する。

附則（2012年規程第41号）

この規程は、2012年6月1日から施行する。

附則（2014年規程第11号）

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附則（2014年規程第35号）

1 この規程は、2014年12月1日から施行する。

2 2015年1月1日における職員の昇給に関する規定の適用については、第17条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附則（2015年規程第6号）

1 この規程は、2015年4月1日から施行する。

2 2018年3月31日までの間、施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額（ただし、附則（2006年規程第7号）第2項の適用により本給月額のほか、本給として支給した額を除く。）が、同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

3 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には前項の規定に準じて本給を支給する。

4 第30条に規定する単身赴任手当については、2018年3月31日までの間、同条第2項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

附則（2016年規程第5号）

この規程は、2016年2月24日から施行し、2015年12月1日から適用する。

附則（2016年規程第57号）

この規程は、2016年12月13日から施行し、2016年12月1日から適用する。

附則（2017年規程第22号）

1 この規程は、2017年4月1日から施行する。

2 第26条第1項に規定する別に定める職員は、教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものとする。

附 則（２０１８年規程第３号）

この規程は、２０１８年１月２９日から施行し、２０１７年１２月１日から適用する。

附 則（２０１８年規程第３８号）

１ この規程は、２０１８年４月１日から施行する。

２ 第３８条に規定する給与調整額について、施行日の前日から引き続き教育職本給表（二）又は教育職本給表（三）の適用を受ける職員にあっては、同条の規定にかかわらず、本給、本給の調整額、管理職手当、地域手当及び義務教育等教員特別手当（この項において「本給等」という。）については、施行日前に受けていた本給等の月額を支給し、採用時に遡り調整された仮定本給月額を基にした人事交流元の給与に関する条例及び規則等による本給等の支給額との差額を施行日現在で算定し、その差額を調整する。

附 則（２０１８年規程第６１号）

この規程は、２０１８年１２月２５日から施行し、２０１８年１２月１日適用する。

附 則（２０１９年規程第３８号）

１ この規程は、２０１９年１２月２４日から施行し、２０１９年４月１日から適用する。ただし、第２８条の規定は、２０２０年４月１日から適用する。

２ 第２８条に規定する住居手当については、２０２１年３月３１日までの間、２０２０年４月１日の前日における住居手当の月額（以下、旧手当額）が２千円を超える職員であって、２０２０年４月１日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、旧手当額から２千円を控除した額の住居手当を支給する。

一 ２０２０年４月１日以後、第２８条第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から２０２０年４月１日以後算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が２千円を超えることとなる職員

附 則（２０２１年規程第２８号）

この規程は、２０２１年３月１９日から施行し、２０２０年４月１日から適用する。

附 則（２０２２年規程第３１号）

この規程は、２０２２年４月１日から施行する。ただし、第３８条第４項については、２０２２年２月１日から適用する。

附 則（２０２２年規程第５２号）

この規程は、２０２２年６月１３日から施行する。

附 則（２０２２年規程第６６号）

この規程は、２０２２年１２月１日から施行する。

附 則（２０２３年規程第２５号）

この規程は、２０２３年１２月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の第３９条は、２０２４年４月１日から施行する。

附 則（２０２３年規程第３５号）

１ この規程は、２０２３年１２月２６日から施行し、２０２３年４月１日から適用する。

２ 当分の間、職員の本給月額は、当該職員が６０歳（教育職本給表（一）の適用を受ける職員については６３歳）に達した日後における最初の４月１日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び受ける号俸に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

３ 前項の規定は、特定日以後の職務または業務を考慮し特に学長が認めた職員については適用しない。

- 4 附則第2項の適用を受ける職員の本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び職務付加手当（以下「対象手当」という。）の月額は、当該職員に適用される対象手当の額に、それぞれ100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 5 就業規則第10条の2又は第10条の3第2項により管理監督者以外の職への降任された職員であって、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける本給月額（以下「特定日本給月額」という。）が当該管理監督職以外の職への降任された日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額の差額を本給として支給する。
- 6 前項の規定は、特定日以後の職務または業務を考慮し特に学長が認めた職員については適用しない。
- 7 前項の規定は、本学以外の国立大学法人又は地方公共団体等において、本学の管理監督職に相当する職にあった者で、人事交流により引き続き本学の職員となった者について準用することができる。
- 8 附則第5項の規定による本給月額が支給される職員の基礎本給月額が、当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額の差額」とあるのは「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額と当該職員の受ける特定日本給月額の差額」と読み替えて適用する。
- 9 附則第5項の規定による本給を支給される職員に対する第10条（本給）及び第27条（地域手当）の適用については、これらの規定中「本給月額」とあるのは「本給月額と、附則（2023年規程第35号）第5項の規定による基礎本給月額と特定日本給月額の差額の合計額」と読み替えて適用する。

別表第1（第11条関係）一般職本給表（一）PDF

別表第2（第11条関係）一般職本給表（二）PDF

別表第3（第11条関係）教育職本給表（一）PDF

別表第4（第11条関係）教育職本給表（二）PDF

別表第5（第11条関係）教育職本給表（三）PDF

別表第6（第11条関係）医療職本給表（二）PDF

別表第7（第11条関係）医療職本給表（三）PDF

別表第1～第7（第11条関係）（Excel）

別表第1(第11条関係)一般職本給表(一)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円
再雇用職員 以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				

65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								
再雇用職員	149,600	183,100	210,600	229,200	236,400	246,700	267,700	282,000	317,300	336,500

備考 この表は、事務職員及び技術職員(自動車運転手、調理師及び守衛の業務に従事する者を除く。)に適用する。

別表第2(第11条関係)一般職本給表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
	37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
	38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
	39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
	40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
	41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
	42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
	43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
	47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
	48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500	

50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	

	102	230,600	264,200	300,200		
	103	230,900	264,500	300,500		
	104	231,200	264,800	300,800		
	105	231,500	265,000	301,100		
	106	232,000	265,200	301,500		
	107	232,300	265,500	301,900		
	108	232,600	265,700	302,300		
	109	232,800	266,000	302,600		
	110	233,200	266,300	303,000		
	111	233,600	266,600	303,400		
	112	233,900	266,800	303,700		
	113	234,100	267,000	303,900		
	114	234,600	267,300	304,200		
	115	235,100	267,500	304,500		
	116	235,600	267,700	304,700		
	117	235,900	268,000	304,900		
	118	236,300	268,300	305,200		
	119	236,700	268,600	305,500		
	120	237,000	268,900	305,700		
	121	237,400	269,100	305,900		
	122		269,300	306,200		
	123		269,600	306,500		
	124		269,900	306,700		
	125		270,100	306,900		
	126		270,300	307,200		
	127		270,600	307,500		
	128		270,900	307,700		
	129		271,100	307,900		
	130		271,300	308,200		
	131		271,600	308,500		
	132		271,900	308,700		
	133		272,100	308,900		
	134		272,300			
	135		272,600			
	136		272,900			
	137		273,100			
再雇用職員		142,400	163,800	185,300	193,000	215,600

備考 この表は、技術職員（自動車運転手、調理師及び守衛の業務に従事する者に限る。）に適用する。

別表第3(第11条関係)教育職本給表(一)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200	535,900
	2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500	538,900
	3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600	542,000
	4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700	545,100
	5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600	548,100
	6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000	550,500
	7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200	553,000
	8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500	555,400
	9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200	557,700
	10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700	559,500
	11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900	561,400
	12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100	563,300
	13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500	565,000
	14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700	566,400
	15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900	567,700
	16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200	568,900
	17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300	570,200
	18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600	571,000
	19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800	571,700
	20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100	572,400
	21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100	573,200
	22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400	
	23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800	
	24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100	
	25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100	
	26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200	
	27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300	
	28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400	
再雇用職員 以外の職員	29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400	
	30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700	
	31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900	
	32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800	
	33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700	
	34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800	
	35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000	
	36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000	
	37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100	
	38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100	
	39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000	
	40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900	
	41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900	
	42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800	
	43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500	
	44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400	
	45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300	
	46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100	
	47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900	
	48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700	
	49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400	
	50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100	
	51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900	
	52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800	

53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600
61	282,200	333,500	399,600	434,800	527,800
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
63	283,900	335,300	402,400	436,700	529,800
64	284,700	336,100	403,800	437,600	530,800
65	285,400	336,800	404,800	438,500	531,400
66	286,000	337,800	405,900	439,400	532,300
67	286,800	338,500	406,900	440,400	533,200
68	287,500	339,500	408,000	441,300	534,100
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
73	290,700	343,100	411,900	446,200	537,700
74	291,600	344,100	412,800	447,100	538,200
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
76	293,300	346,100	414,300	449,000	539,600
77	293,800	347,100	414,900	449,800	540,100
78	294,700	348,000	415,400	450,300	540,700
79	295,600	348,900	415,800	451,000	541,300
80	296,400	349,800	416,200	451,600	541,900
81	297,200	350,700	416,500	452,400	542,500
82	298,100	351,600	416,900	453,100	
83	298,900	352,500	417,200	453,400	
84	299,700	353,400	417,600	454,000	
85	300,200	354,000	417,900	454,400	
86	301,000	354,600	418,300	454,800	
87	301,800	355,200	418,700	455,200	
88	302,600	355,800	419,100	455,500	
89	303,200	356,300	419,400	455,800	
90	303,800	356,700	419,800	456,200	
91	304,400	357,100	420,200	456,600	
92	305,000	357,500	420,500	456,900	
93	305,600	357,900	420,800	457,200	
94	306,200	358,300	421,200	457,600	
95	306,800	358,800	421,500	457,900	
96	307,400	359,200	421,800	458,200	
97	307,900	359,800	422,100	458,500	
98	308,500	360,300	422,500	458,900	
99	309,100	360,700	422,800	459,200	
100	309,700	361,200	423,100	459,500	
101	310,000	361,600	423,400	459,800	
102	310,300	362,100	423,800		
103	310,600	362,400	424,100		
104	310,900	362,800	424,400		
105	311,200	363,300	424,700		
106	311,500	363,700	425,000		
107	311,800	364,200	425,300		
108	312,000	364,700	425,600		

109	312,400	365,100	425,900			
110	312,700	365,600	426,200			
111	313,100	366,100	426,500			
112	313,500	366,500	426,800			
113	313,800	366,900	427,100			
114	314,200	367,300	427,400			
115	314,500	367,800	427,700			
116	314,800	368,200	428,000			
117	315,000	368,600	428,200			
118	315,300	369,000				
119	315,700	369,500				
120	316,100	369,900				
121	316,300	370,200				
122	316,600	370,600				
123	317,000	371,100				
124	317,400	371,400				
125	317,600	371,800				
126	317,800	372,300				
127	318,100	372,800				
128	318,500	373,200				
129	318,700	373,600				
130	319,000	374,100				
131	319,400	374,600				
132	319,600	375,100				
133	319,800	375,600				
134	320,100	376,100				
135	320,500	376,600				
136	320,700	377,100				
137	320,900	377,600				
138	321,100	378,100				
139	321,300	378,600				
140	321,600	379,100				
141	322,000	379,600				
142	322,300					
143	322,600					
144	322,900					
145	323,300					
146	323,600					
147	323,800					
148	324,100					
149	324,500					
150	324,800					
151	325,100					
152	325,300					
153	325,600					
154	325,900					
155	326,200					
156	326,500					
157	326,700					
再雇用職員	196,000	227,700	256,900	275,800	325,500	343,900

備考 この表は、大学に勤務する教育職員に適用する。

別表第4(第11条関係)教育職本給表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円
	1	177,200	219,700	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	383,700	463,900
再雇用職員 以外の職員	28	225,500	271,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	402,200	
	39	242,100	293,800	403,600	
	40	243,600	295,500	405,000	
	41	245,000	296,800	406,600	
	42	246,300	298,800	408,000	
	43	247,500	300,700	409,300	
	44	248,600	302,700	410,700	
	45	249,700	304,700	412,100	
	46	250,900	306,800	413,400	
	47	252,100	309,000	414,900	
	48	253,100	311,200	416,400	
	49	254,200	313,300	418,000	
	50	255,500	315,600	419,400	
	51	256,700	317,800	421,000	
	52	258,000	319,900	422,500	
	53	259,100	322,000	424,200	

54	260,300	323,500	425,700
55	261,600	325,000	427,300
56	262,600	326,500	428,900
57	263,700	328,200	430,400
58	264,400	330,200	431,900
59	265,400	332,200	433,100
60	266,400	334,100	434,300
61	267,300	335,900	435,500
62	268,100	337,900	436,800
63	268,900	339,900	438,100
64	269,700	341,800	439,300
65	270,800	343,500	440,500
66	272,100	345,500	441,700
67	273,400	347,500	442,900
68	274,700	349,500	444,100
69	275,900	351,300	445,300
70	277,100	353,200	446,500
71	278,300	355,100	447,700
72	279,500	357,000	448,900
73	280,500	358,600	450,000
74	281,500	360,500	450,600
75	282,500	362,300	451,100
76	283,400	364,200	451,600
77	284,300	366,000	452,100
78	285,200	367,700	
79	286,100	369,300	
80	287,000	370,900	
81	287,800	372,300	
82	288,900	373,800	
83	289,900	375,200	
84	290,900	376,500	
85	291,900	377,600	
86	292,900	379,000	
87	293,900	380,400	
88	294,900	381,700	
89	296,000	382,900	
90	297,100	384,200	
91	298,200	385,300	
92	299,200	386,500	
93	299,700	387,700	
94	300,700	388,800	
95	301,800	390,000	
96	303,000	391,200	
97	304,000	392,600	
98	305,100	393,600	
99	306,100	394,600	
100	307,100	395,600	
101	307,900	396,500	
102	309,000	397,500	
103	310,000	398,600	
104	311,000	399,700	
105	311,600	400,400	
106	312,500	401,300	
107	313,300	402,200	
108	314,100	403,100	
109	314,800	403,900	

110	315,200	404,800		
111	315,600	405,600		
112	316,100	406,400		
113	316,600	407,000		
114	317,000	407,700		
115	317,500	408,400		
116	317,900	409,100		
117	318,400	409,700		
118	318,900	410,200		
119	319,300	410,600		
120	319,800	411,000		
121	320,300	411,300		
122	320,700	411,600		
123	321,200	411,900		
124	321,700	412,100		
125	322,300	412,300		
126	322,600	412,600		
127	322,900	412,900		
128	323,200	413,100		
129	323,400	413,300		
130	323,700	413,600		
131	324,000	413,900		
132	324,300	414,100		
133	324,500	414,300		
134	324,700	414,600		
135	324,900	414,900		
136	325,200	415,100		
137	325,500	415,300		
138	325,700	415,600		
139	326,000	415,900		
140	326,300	416,100		
141	326,500	416,300		
142	326,700	416,600		
143	327,000	416,900		
144	327,200	417,100		
145	327,500	417,300		
146	327,700			
147	328,000			
148	328,300			
149	328,500			
150	328,700			
151	329,000			
152	329,300			
153	329,500			
再雇用職員	197,700	250,300	271,200	284,800

備考（一）この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭）に適用する。

（二）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の本給月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5(第11条関係)教育職本給表(三)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円
再雇用職員 以外の職員	1	177,200	193,400	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	372,500	
	39	241,300	268,900	373,800	
	40	242,700	271,000	375,200	
	41	244,000	273,300	376,300	
	42	245,300	275,600	377,700	
	43	246,500	277,800	379,100	
	44	247,800	279,900	380,600	
	45	249,100	282,000	382,000	
	46	250,400	284,200	383,600	
	47	251,600	286,300	385,100	
	48	252,700	288,200	386,600	
	49	253,800	290,300	387,900	
	50	255,100	292,000	389,400	
	51	256,400	293,800	390,800	
	52	257,400	295,500	392,100	

53	258,500	296,800	393,300
54	259,900	298,800	394,600
55	260,900	300,700	395,700
56	261,900	302,700	396,800
57	262,900	304,700	398,000
58	263,900	306,800	399,200
59	264,900	309,000	400,400
60	265,900	311,200	401,600
61	266,800	313,300	402,700
62	267,500	315,600	403,700
63	268,200	317,800	405,000
64	268,800	319,900	406,200
65	269,500	322,000	407,400
66	270,700	323,500	408,500
67	271,800	325,000	409,600
68	272,900	326,500	410,700
69	274,200	328,200	411,700
70	275,600	330,200	412,900
71	276,800	332,200	414,100
72	278,000	334,100	415,300
73	278,800	335,900	415,900
74	279,700	337,900	416,700
75	280,700	339,800	417,400
76	281,700	341,700	417,900
77	282,600	343,400	418,200
78	283,600	345,200	418,600
79	284,700	346,900	419,000
80	285,500	348,600	419,400
81	286,300	350,400	419,700
82	287,100	352,100	420,100
83	287,900	353,500	420,500
84	288,700	355,100	420,800
85	289,600	356,300	421,100
86	290,400	357,900	421,500
87	291,100	359,400	421,900
88	291,900	360,900	422,200
89	292,800	362,200	422,500
90	293,700	363,500	422,800
91	294,600	364,800	423,100
92	295,300	366,200	423,300
93	295,600	367,600	423,500
94	296,300	368,900	
95	297,000	370,100	
96	297,700	371,200	
97	298,400	372,200	
98	299,200	373,200	
99	300,000	374,200	
100	300,700	375,100	
101	301,400	375,900	
102	301,800	376,900	
103	302,200	377,800	
104	302,600	378,700	
105	302,800	379,500	
106	303,100	380,400	
107	303,400	381,300	
108	303,600	382,200	

	109	303,800	383,000		
	110	304,000	384,000		
	111	304,300	384,900		
	112	304,600	385,800		
	113	304,800	386,400		
	114	305,000	387,300		
	115	305,200	388,200		
	116	305,500	389,100		
	117	305,800	389,900		
	118	306,000	390,600		
	119	306,300	391,400		
	120	306,600	392,200		
	121	306,800	392,800		
	122	307,000	393,600		
	123	307,200	394,300		
	124	307,500	395,000		
	125	307,800	395,600		
	126		396,300		
	127		396,800		
	128		397,400		
	129		398,100		
	130		398,700		
	131		399,200		
	132		399,700		
	133		400,000		
	134		400,300		
	135		400,600		
	136		400,900		
	137		401,200		
	138		401,500		
	139		401,800		
	140		402,100		
	141		402,400		
	142		402,700		
	143		403,000		
	144		403,300		
	145		403,500		
	146		403,800		
	147		404,100		
	148		404,300		
	149		404,500		
	150		404,800		
	151		405,100		
	152		405,300		
	153		405,500		
	154		405,800		
	155		406,100		
	156		406,300		
	157		406,500		
再雇用職員		184,600	243,900	254,100	270,300

- 備考 (一) この表は、小学校、中学校又は幼稚園に勤務する教育職員
(校(園)長、副校(園)長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び
栄養教諭)に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員
の本給月額を、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第6(第11条関係)医療職本給表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600			

57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200		
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500		
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900		
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100		
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400		
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700		
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000		
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200		
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900			
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				
89		291,500	327,400	348,300				
90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				
93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				
96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				
99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				
101		294,500	331,100	352,600				
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					
112			334,400					
113			334,600					
再雇用職員	148,100	177,300	200,700	212,500	233,000	244,300	267,000	298,700

備考 この表は、技術職員(栄養士、学校薬剤師及び診療エックス線技師)に適用する。

別表第7(第11条関係)医療職本給表(三)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
再雇用職員 以外の職員	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100

57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500			
95	284,700	317,200	350,100	367,900			
96	285,600	317,800	350,700	368,200			
97	286,200	318,300	351,100	368,800			
98	286,800	318,600	351,500	369,300			
99	287,400	319,200	352,000	369,800			
100	288,300	319,800	352,400	370,300			
101	289,100	320,200	352,900	370,900			
102	289,900	320,800	353,300	371,400			
103	290,700	321,400	353,800	371,900			
104	291,500	321,900	354,200	372,300			
105	292,100	322,300	354,500	372,900			
106	292,600	322,800	355,000	373,400			
107	293,100	323,300	355,400	373,900			
108	293,500	323,800	355,700	374,400			
109	293,700	324,200	356,200	375,000			
110	294,000	324,600	356,700	375,400			
111	294,200	324,900	357,200	375,900			
112	294,500	325,200	357,700	376,400			
113	294,800	325,500	358,200	377,000			
114	295,000	325,900	358,700				
115	295,300	326,300	359,200				

116	295,500	326,600	359,600				
117	295,800	326,800	360,000				
118	296,100	327,100	360,400				
119	296,400	327,500	360,900				
120	296,700	327,700	361,400				
121	297,000	327,900	361,800				
122	297,400	328,200	362,300				
123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300				
125	298,300	329,000	363,600				
126	298,500	329,300					
127	298,800	329,700					
128	299,200	329,900					
129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						
再雇用職員	186,900	203,100	218,100	226,200	236,200	259,100	277,100

備考 この表は、技術職員(看護師及び保健師)に適用する。